

# 高知県地域防災計画修正（令和7年2月）の概要

## 高知県地域防災計画について

高知県の地域に係る防災に関し、県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他防災上重要な施設の管理者等の処理すべき事務又は業務の大綱を定めるもの。災害対策基本法第40条の規定により、防災基本計画に基づき、都道府県地域防災計画を作成し、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。

## 修正の主な内容

令和6年1月に発生した能登半島地震などを踏まえて修正された国の防災基本計画（令和5年5月30日、令和6年6月28日）の内容や、令和6年8月8日南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）における対応の教訓を踏まえて本県の地域防災計画を修正する。

## 1. 国の防災基本計画に伴う修正

### 【最近の施策の進展等を踏まえた修正】

#### ○多様な主体と連携した被災者支援

- ① 災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）の育成・強化、関係者の役割分担の明確化
- ② 災害ボランティアセンター設置予定場所の明確化
- ③ 災害ケースマネジメントなどの被災者支援の仕組みの整備

#### ○国民への情報伝達

- ④ 障害者の情報取得・意思疎通に係る施策の推進

#### ○デジタル技術の活用

- ⑤ 被災者台帳、避難行動要支援者名簿の作成等へのデジタル技術の活用

#### ○新たな総合防災情報システムの運用開始

- ⑥ 内閣府の総合防災情報システム(SOBO-WEB)と高知県総合防災情報システムの連携による情報提供

#### ○避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援

- ⑦ 保健師、福祉関係者等の中で連携した状況把握の実施
- ⑧ 在宅避難者、車中泊避難者に対する支援に係る拠点の設置や、被災者支援に係る情報の提供

### 【関連する法令の改正を踏まえた修正】

#### ○災害支援ナースの充実・強化

- ⑨ 災害支援ナースの体制整備

#### ○緊急通行車両確認標章等の事前交付

- ⑩ 事前に緊急通行車両確認標章等が交付できる旨を周知及び普及

### 【令和6年能登半島地震を踏まえた修正】

#### ○被災地の情報収集及び進入方策

- ⑪ 無人航空機・衛星インターネット等の活用
- ⑫ 道路管理者と生活インフラ事業者との連携強化

#### ○自治体支援

- ⑬ 応援職員等の宿泊場所として活用可能な施設やスペース等の調整

#### ○避難所運営

- ⑭ パーティション、段ボールベッド等の避難所開設当初からの設置
- ⑮ 避難所における生活に必要な水の確保
- ⑯ トイレカー等のより快適なトイレの設置への配慮
- ⑰ 高齢化の進展を踏まえた福祉的な支援の充実・明確化
- ⑱ 保健医療福祉に係る支援者（JRAT等）の明確化

#### ○物資調達・輸送

- ⑲ 運送事業者等との連携による、物資輸送拠点の効率的な運営に必要な人員、資機材等の速やかな確保

## 2. 県における新たな取り組みを反映させた県独自の修正

#### ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）対応の教訓を踏まえた修正

- ① 配備基準及び動員体制の見直し
- ② 自主避難者に対する避難所の開設
- ③ 施設管理者等の関係機関への注意喚起

#### ○県災害対策本部規程の改定等に伴う県独自の修正

- ④ 氏名公表班の新設、組織改編に伴う修正

#### ○消防の広域化に伴う県独自の修正

- ⑤ 県一消防広域化

#### ○その他の修正

- ⑥ 県が整備しているドローンの活用
- ⑦ 市町村が実施する災害ケースマネジメントに必要な県による支援

## 3. その他

各機関からの意見等を踏まえ、所要の事項を修正